

オウム対策住民協議会ニュース

第44回抗議集会・学習会を開催

5月14日、今回はデモ行進を行わず、烏山区民センター前広場で抗議集会を行い「抗議文」を読み上げ、ひかりの輪の郵便受けに投函しました。同ホールでオウム真理教犯罪被害者支援機構副理事長の中村裕二氏と被害者の会代表世話人の高橋シズエ氏による学習会を開催しました。



『オウム真理教との闘い、裁判そして今』

中村裕二 弁護士

皆さん、2年半ぶりですが、この区民センターの大きい垂れ幕にある『脱会し解散して初めて真の反省だ』という言葉に感動しました。正に脱会し、解散してこのオウムという組織が無くなってこそ初めて解決だ、という皆さんの信念が伝わってきました。

1989年11月に坂本事件が発生し、坂本弁護士と家族を救う会が発足しました。警察に捜査を求めた他、テレホン

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

カードの配布や懸賞金をかけるなど多くの人たちが情報提供を呼びかけました。1995年3月20日に地下鉄サリン事件が起き、5月に地下鉄サリン事件被害対策弁護団が結成されました。10月、遺族14名、被害者15名が賠償請求を起します。6000人以上の被害者がいた中で、原告は30人位です。これはオウムによる仕返しを恐れたからです。

1995年12月、阿部三郎弁護士にお願いをして被害者遺族と国とで破産の申立てをしまし

た。翌3月、オウム真理教に破産宣告が出されました。国や自治体の債権より被害者の債権を優先させる特例法や、オウム後継団体もオウムの財産とみなす法律も作ってもらい、2006年にオウム真理教犯罪被害者給付金支給法ができました。所管は警察庁で前例のない法律でした。

2020年11月、最高裁はアレフに10億2500万円の支払命令を出しました。今、アレフへの強制執行を行っています。

烏山の住民協議会の抗議活動の拡声器から聞こえる声は信者にとって辛かったと、脱会信者が、私に直接言っていました。皆さんの声が届いています。

そして、他の住民協議会の皆さんも仲間がいるのはすごく心強いと言っています。札幌で住民協議会が出来ました。

抗議文

オウム真理教が烏山に移り住んで既に20年以上になる。オウム真理教からアレフに名前を変え、更に分裂をして上祐がひかりの輪を主宰している。ひかりの輪となってアレフとの違いを際立たせようと、観察処分を阻止を企て裁判を起こした。しかし、2020年最高裁は、観察処分は妥当と決定している。その後も観察処分が継続されているが、ひかりの輪は更に裁判を起こしている。ひかりの輪もアレフと同じで、名前を変えただけであり、基本は同じ麻原の教義を引き継いでいるのである。

今、ウクライナにロシアが軍事侵攻しているが、そこでロシアが毒ガス・サリンを使うのではないかと、危惧されている。ニュースでは、世界で初めて公の場でサリンを使用したのが、日本でオウム真理教が起こした地下鉄サリン事件だと紹介されている。オウム真理教は戦争でも使用出来ない毒ガス・サリンを使って6,500人も死傷者を出している。その後継団体が名前を変えただけで存在し続けている限り、我々住民の恐怖と不安は増すばかりである。

ひかりの輪は、5月の連休に信者を集めてセミナーを開催した。しかしどれ程の集客があったのか。体制は細っていくばかりではないか。ひかりの輪に見切りをつけて辞めていった信者も数多くいる。上祐さえ解散を決断すれば本当の光は見えて来る。人生を改めるのに躊躇はいらぬ。

もう一度考え直して生活を立て直せばいい。早く解散して社会復帰をするべきである。そのための相談に乗る準備はある。

今後もひかりの輪が、このまま活動を続けるのであれば、我々は反対運動を続け、解散・解体するまで粘り強く闘うことを宣言する。

令和4年5月14日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬 一行

烏山や足立区や金沢の皆さんが札幌へ行き、皆で脱会・解散に持つていこうという熱意が札幌に伝わった良い例だと思います。

公安審査委員会は、観察処分の更新理由を、「住民の皆さんがこんなに困っている、そしてこんなに努力しているからこそ更新をする」としています。皆さんの日々の監視活動が更新の理由になっています。それがいかにオウム真理教にプレッシャーを与えているかということですね。本当に皆さんの日々のご苦労、ご活躍に心から感謝しております。

住民協議会の皆さんと手をとりあって

高橋シズエ氏

地下鉄サリン事件被害者の会では毎年3月に法務大臣と公安調査庁長官に要望をお伝えしています。

まず、オウム真理教事件の被害者等の被害回復、二つ目は、国主導による風化防止のためのオウム真理教事件の記録、資料のアーカイブ化、そして資料館を国に作って欲しいということ。そこには住民協議会の活動も残すべきです。

三つ目には、観察処分の継続と更新期間の撤廃。私たちも3年毎に事件を思い出して上申書を出すのはすごく辛いことです。アレフもひかりの輪も彼らが存在する限り更新期間を撤廃してほしいと要望しました。

四つ目には死刑の情報公開、そして最後に一番心配しているのが松本智津夫元死刑囚の遺骨の問題です。

これからも被害者の会は、住民協議会の皆さんと手をとりあっていきたいと思えます。

<学習会及び協議会活動への感想>

【学習会・実施日】 令和4年5月14日(土)

【参加回数】 ・初めて(19) ・2回目(9)
 ・3回目(8) ・4回目(2) ・5回目(7)
 ・6回目(2) ・7回目(0) ・8回目(1)
 ・9回目(0) ・10回以上(17) ()内は人数

～以下、学習会アンケートから一部抜粋～
 *オウム真理教事件から裁判闘争に至る経緯がよくわかった。
 *事件当時は小・中学生でしたが、阪神大震災と同じ様に強いショックを受けた事を覚えています。この問題は風化させてはいけないと強く思った。機会があれば定期的に参加できればと思う。
 *中村弁護士のお話で地下鉄サリン事件に至るまでと事件後の教団の動きについて、これまで知らなかった事も聞くことが出来

て大変勉強になった。
 *闘いは今も続いている事がよくわかった。被害者への配当は長く地道な作業で弁護団をはじめ関係者の尽力に敬意を持った。
 *自分達の地域にオウム(アレフ)が居なければいいのではなくて、彼らの脱会、社会復帰こそが真のオウム(アレフ)をなくす為の活動で、続けて行かなくてはいけない事が良くわかった。
 *貴重なお話を拝聴する事ができました。オウム真理教の起こした諸々の事件を風化させてはいけないと思った。
 *地域で先頭に立ち粘り強く活動して下さっている事に感謝と敬意を持っている。今後も参加しようと思う。
 *コロナ禍の中でも工夫した取組みをされて

いた事を聞き、大変頭が下がる思いです。この様な活動は広く継続的に行っていく必要があると思う。
 *住民の意思を示す上でもオウムを知らない世代にアピールする上でも、定期的に集会や学習会を開く事はとても重要。
 *世田谷区長さんも出席なさってこの問題を世田谷区の問題として扱っていただき大変心強いです。
 *ねばり強い活動に敬服します。集会・学習会だけでも実施できたのが良かった。
 *他の自治体でオウム対策に係る住民団体との交流が重要と感じた。今回の様な取組はいいですね。どんな活動をしているのかもっと広い住民レベルでの交流会をしたらどうか。

オウム真理教対策議員連盟事務局長 三ツ林裕巳議員に聞く



三ツ林 裕巳氏
 昭和30年生まれ
 医学博士・衆議院議員

令和四年三月、オウム真理教対策議員連盟事務局長、三ツ林裕巳議員にインタビューしました。三ツ林議員は地下鉄サリン事件当時、治療対応をされた医師の一人です。選挙区である埼玉県八潮市には現在もアレフの施設があります。

■三ツ林議員と、地下鉄サリン事件との関わりを教えてください。

当時、私は日本大学医学部付属板橋病院の循環器内科に勤務する医師でした。サリン事件当日、最初に対応されたのが聖路加国際病院でした。当初は『サリン』ということがわからなかったとにかく聖路加国際病院だけでは対応しきれないということで、私がいた病院でも、後方支援、そして実際の対応もしました。聖路加国際病院からサリンに関する情報が来て、同時に「アトロピン」投与が有効ということで、治療を行いました。自衛隊、消防なども入って、もう大変混沌とした状況の中での治療でした。

■治療や対応について、これを記録として残しているのでしょうか。
 病院のカルテは5年が保存期間とされ

ていますが、聖路加国際病院の現在の石松伸二院長がずっと保管してくださっていて、今も後遺症で悩まれている方もおられるし、三年前には菅官房長官(当時)とも相談をして、とにかくこういった記録は国として残していこうという話になりました。現在、議連の勉強会などで石松先生とも話をしながら、アーカイブ化に向けて活動をしています。多くの被害者にとって対応していったのが、医療的な記録という意味もあります。

オウム真理教の信者の中には、とても優秀な信者もいたわけです。そういった人が洗脳され、そして他人を殺してしまふ。こういったオウム真理教のしたこととをあらゆる広報手段を使って、特に若い方に広めなくてはならない。そのためにも記録の保存は大切です。現在のアレフ、ひかりの輪、山田らの集団など、麻原をいまだに信奉しているわけです。ヨガ体験であるとか様々な活動などを駆使して巧みに勧誘をし、その中から若い新たな信者が生まれてしまふ。これを止めなければいけません。

■国の対応についてはどのような方向にいらっしゃいますか。
 北海道には大きなアレフの施設もできていて、とにかく監視活動が大事です。現在、観察処分という形で更新していますが、議連としては、三年ごとの更新をやめて恒久的なものにするとか、観察処分そのものを撤廃して、団体を解散に追い込むという方向にしていきたいのです。

が、今の法律の中ではなかなか難しいところなんです。世田谷の方は、本当に一生懸命やられていますよね。そういった中で、毎回観察処分。議連としては、特に若い方々に、あの六千名を超える人々に危害を及ぼした宗教だということをしつかりと周知して行きたいと思っています。公安調査庁も三か月に一度、活動の報告書を求めています。その報告書を期限内に出さなくても、あとで出せばその処分を取り消したりとかいったことが最近もありましたが、それは生ぬるいと思っています。二度と凄惨な事件を起こさないよう、しっかりと注視していかなくてはならないと思っています。

■オウム真理教の流れをくむ団体についてはどうお考えですか。

仮に、解散に追い込んだとしても、団体に対する規制がなくなっただけで、新たな組織やグループに生まれ変わって活動するかもしれない。怖いんです。事件の記憶は時間とともに風化してしまふ。そんな中で若い人たちがオウムの活動に参加しても、反対する周辺住民の方は高齢化し、やがて誰も知らなくなってしまう。一方、団体は活動勢力がむしろ勢いづくかもしれない。そうならないようにしないといけない。新しい若い信者を増やさない、入信させないための広報活動が大事で、それが団体を弱体化させる方法でもあると思っています。議連はこれからも積極的に発信をしていきたいと思っています。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。